

## 化審法施行令の一部を改正する政令の公布について



The Knights

「化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律(化審法)施行令の一部を改正する政令」が2024年12月13日に閣議決定され、2024年12月18日に公布されました。

本政令の概要は以下の通りです。

- (1) UV-328、メトキシクロル、デクロランプラスについて、第一種特定化学物質に追加指定する。
- (2) UV-328 が使用されている場合に輸入することができない製品として、プラスチック用紫外線吸収剤等の4種類の製品を指定する。また、デクロランプラスが使用されている場合に輸入することができない製品として、難燃剤等の5種類の製品を指定する。
- (3) デクロランプラスについて、例外的に使用可能な用途として、「防衛省設置法に規定する装備品等に使用する断熱材の製造」を定める。

### 今後のスケジュール

施行期日：(1)、(3)：2025年2月18日

(2)：2025年6月18日

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。詳しくは、当社製品分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年12月13日付 環境省報道発表資料](#)

2024年12月18日付 官報